859
89

天三 慶長

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

859-89

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

二月廿日　豊國判

福原式部少輔殿　[illegible]

中務大輔

福原式部少輔殿　豊國

上総介家督之事所注申續之旨

無遺儀者願掌公役不可有之所法

者也仍一行如件

天正十九年卯月廿日　[illegible]光御書判

福原式部少輔殿

一 正月中取分大酒株京創之事
付振舞之時酒之上無振舞
事ゆへ至此之事

一 路次にて下馬とかの人に行
あとより之入口を関口論之事

一 付なたにする如中分大曲座之
如て堪忍之事

一 火用心之事
付町中為と自然火事先所
出無しきこと事

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

一 正月如仕之時又月之者居不之事

一 惣家他不在喧嘩之時加付合之

見物之之停止之事

一 侍衆之者喧嘩仕いたし無之

何如合かゝ人之仕無きゝ事

一 正月中別当の番之事

一 正月中うまい下共外見知ぬ

他不人なとむさと入無きゝ事

一 世上騒ぎ時之事

一 侍衆中乗正月礼儀停止

之事

以上

十二月廿六日　輝元公　御黒印

一　城築粮之事

一　普請不甚以之　割符等可

仕事

一　喧嘩口論乱理非在　義

御法度事

一 人河法之事

付普請中ハ里の許容候

之事

付口今之拘無分無之ハ里

儀ハ其ハ先主ハ無ハ其ハ普請

中ハ先ハ一ハ堪忠ハ此ハ之拘無之ハ

一ハ屋無普請ハ陳ハ名ハ鈴堂

本ハ任法候事

付上方ハ里の拘無ハ及之ハ

法ハ常分之一ハ法度之事

一 地下宿々候ハ亭主相談押入
ゆへ候ハ事
一 火用心堅固ニ申付ニ候ハ
相宛ニ加ハ候事
一 野陣を懇々ニ地及ニ申候ハ
地子ニ不用事
一 开口採用ニ候ハ
一 野菜ハ不可ニ候事
一 道ニ候ハ相徴ニ候事
一 よと船上下ニ普請のたとり丹ニ相

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

福原式部少輔ゟ

松森弥兵衛ゟ

福原式部少輔組

四千七百五拾四石

福原式部少輔

參百三石

松浦右衛門尉

六百弐拾五石

渡邊四十五尉

九百八拾石

内藤下総守

千三拾三　石　梁屋久太郎殿
三百　石　志乃太郎太郎
千　石　梁屋清之清
六百弐拾六　石　坂九之太郎殿
弐百六拾四　石　入江与之清

弐百四拾三　石　桂善太郎殿
百三拾弐　石　井上源太郎
九百四拾　石　南方久五之
千四百四拾三　石　志乃太郎
四百拾三　石　鶴岡彦太郎

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

武千百四拾五石
七百四拾九石
四百八拾九石
武千百四拾弐石
武百弐拾壹石

熊谷七十三
同春大三
祖式源吉
同春河内守
中村孫太三

八百石
百七拾六石
百四拾四石
百弐拾六石
弐百七拾弐石

少方兵部丞
久芳四十三
簡田又三衛尉
福原七十三朱
八幡原六十三

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

百　石
百弐拾二　石
百三拾八　石
千百四拾三　石
四百三　石

井上助之　書
冬貴之　書
上正家之　書
坂新太　書
西梨新太　書

七百六拾八　石
六百六拾三　石
七百六拾八　石
六百三拾六　石
四百　石

小川大藏　尉
市川源太　書
佐藤文太　書
屋十七太　書
七井彦太　書

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

百弐　石
坂　六太夫
百五拾五　石
東川七左衛
四百七拾　石
栗原小次郎
弐百四拾五　石
井上五郎
弐十九百三拾三　石
口相十三郎

四十九百十四拾四　石
口相九郎
五百　石
口相孫太郎
千百六拾壱　石
口相久三郎
三百　石
口相六郎
百弐拾三　石
光永孫代

百四拾九　石
千二百八拾六　石
百四拾四　石
百四拾弐　石
百六拾弐　石

長[illegible]　[illegible]
視弐[illegible]　[illegible]
坂[illegible]　[illegible]
田原[illegible]　[illegible]
江田[illegible]　[illegible]

百四拾　石
百七　石
百七拾　石
百七拾八　石
百拾九　石

柴原七[illegible]　[illegible]
正[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
渡[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]

百四拾三　石
百九　石
百六　石
百拾文　石
百四拾　石

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

百貳拾六　石
二百拾三　石
百四拾二　石
百二　石
百二拾二　石

神和[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

百七拾貳　石
内蒙次之清
百拾貳　石
坪井之清
百九　石
山縣久三郎
七百二拾　石
桂小平次
貳百三　石
黒川文吉

貳千貳百廿六石
種田之清
四百八拾二石
三田吉藏
三万貳千六百拾三石
磐澤百迫元
二千二百　石
児玉小次郎
二千六百八拾　石
桂三之清

一 百石舟ニ馬ヲ以上ニ宛ニ交

一 五百石ヨリハ小ニ船ニ可ニ乗ニ

右ハ貝舟ニ下付交

付三百石ヨリ内ニ小ニ船ニ可ニ乗ニ

一 右之人数并馬ニ切年其組ニ以上ニ二宿様ニ

判形頂戴舟ニ下ニ渡交

一 渡海ニ出ニ船ニ日付ニ付ニ下仕ニ交

一 右之ニ右ニ背ニ舟渡ニ可ニ渡ニ

ニ其ニ小ニ重付ニ船ニ下ニ渡ニ交

就組頭中付來之事

一 行程之時勿論其用也之
書類仁熟之事

付武兵衛下嗜事

一 家中喧嘩口論之時組中

一 一味仕存分可給之者喧
嘩仕いたし勿論一結ひ
なるべき事

一 組中之不存者於其之者
とゝ実見ことを及り簡者

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89
ガラス使用

5947

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

859
89

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　ガラス使用

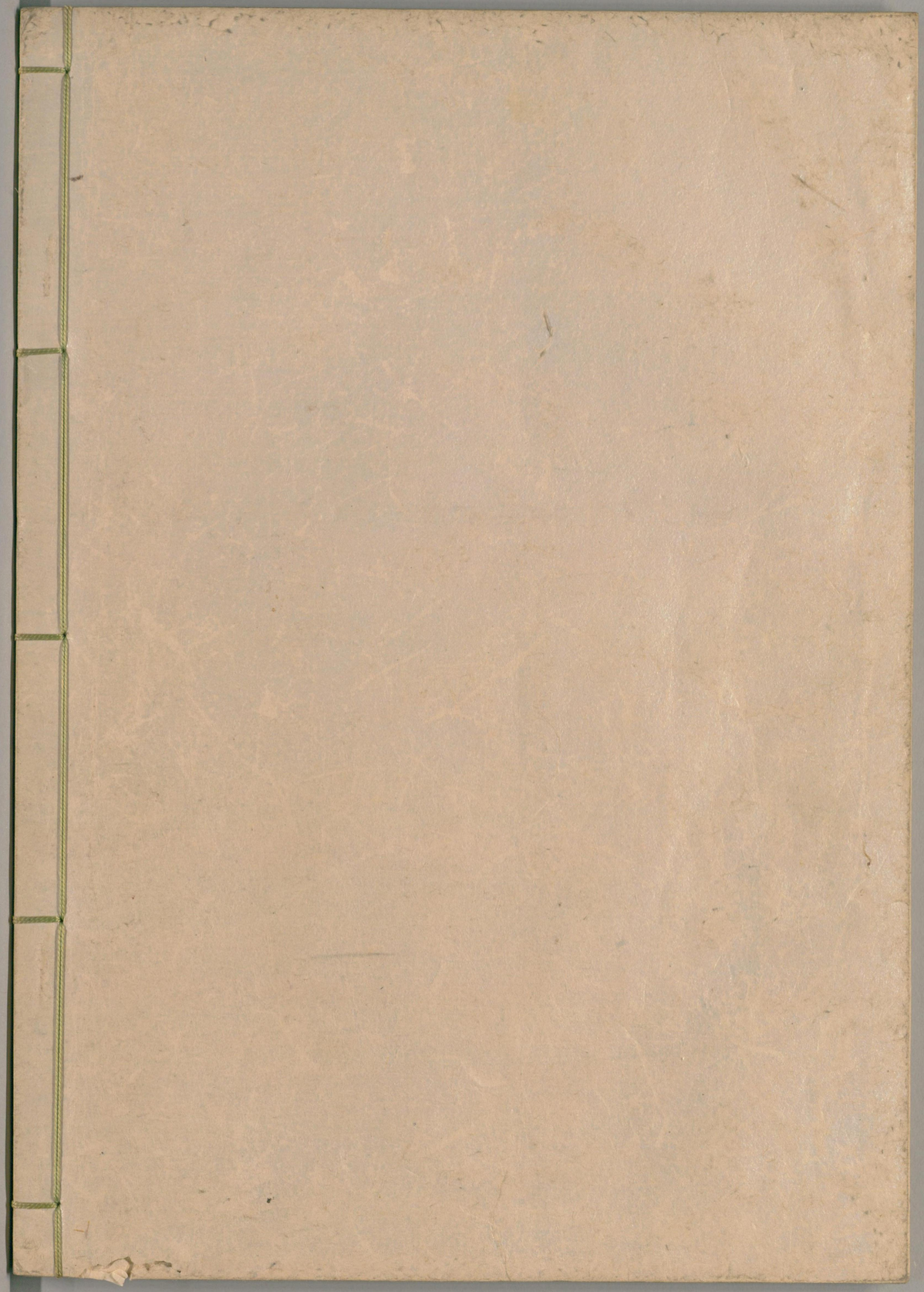

国立国会図書館　　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用